

令和 6 年 6 月 28 日
島根県地域振興部交通対策課
担当者 中田
TEL 0852-22-5100

夏の交通事故防止運動の実施について

1 趣旨

本格的な夏を迎えるにあたり、夏季の行楽等による交通の流れの変化や暑さからくる疲れなどによる交通事故の発生が懸念されるところです。

このため、島根県交通安全県民運動の一環として、「令和 6 年度夏の交通事故防止運動実施要領」に基づき、県民一人ひとりに交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践に努めていただき、交通事故防止の徹底を図るものです。

2 主唱

島根県交通安全対策協議会

3 推進機関・団体

島根県（市町村）及び交通安全対策協議会関係機関・団体

4 期間

令和 6 年 7 月 8 日（月）から同年 7 月 17 日（水）までの 10 日間

5 一斉行動日

7 月 8 日（月）

6 運動の重点

- (1) 子供と高齢者の交通事故防止
- (2) 自転車利用時のヘルメット着用をはじめとする被害軽減対策の徹底
- (3) 飲酒運転の根絶
- (4) 過労・脇見運転の防止

7 本運動の実施要領及び広報用チラシ

別添のとおり